

食品等の放射性物質測定結果および空間放射線量測定状況

食品等の放射性物質測定結果

①学校・保育所給食の放射性物質の測定結果(令和4年7月1日～7月31日測定分)

- 1.測定方法 NaI(Tl)シンチレーション検出器によるガンマ線測定
- 2.測定機器 食品放射能スクリーニングシステム AT1320A (ATOMTEX社)
- 3.測定時間 4,000秒/1検体
- 4.測定検体 小中学校 3日分の給食をまとめたもの 保育所 1週間分の給食をまとめたもの
- 5.検体の容量 1L

(単位:Bq/kg)

学校施設名	給食提供期間	測定日	放射性セシウム	
			セシウム134	セシウム137
美杉台小学校	R4.7.1～7.5	R4.7.7	不検出	不検出
飯能西中学校	R4.7.1～7.5	R4.7.7	不検出	不検出
奥武蔵給食共同調理場	R4.7.7～7.11	R4.7.13	不検出	不検出
名栗給食共同調理場	R4.7.7～7.11	R4.7.13	不検出	不検出

保育施設名	給食提供期間	測定日	放射性セシウム	
			セシウム134	セシウム137
山手保育所	R4.6.29～7.6	R4.7.7	不検出	不検出
第二区保育所	R4.7.5～7.12	R4.7.13	不検出	不検出
富士見保育所	R4.7.12～7.20	R4.7.21	不検出	不検出

「不検出」とは放射性物質が存在しない、又は検出限界値未満であることを示します。
 なお、検出限界値は各々10Bq/kgです。

<参考> 食品衛生法の規定に基づく食品の放射性物質に関する放射性セシウムの基準値

※数値はセシウム134とセシウム137の合計値です。

飲料水	ミネラルウォーター類(水のみを原料とする清涼飲料水) 飲用茶(茶を原料とする清涼飲料水及び飲用に供する茶※1)	10Bq/kg
牛乳	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)第2条 第1項に規定する乳及び同条第40項に規定する乳飲料	50Bq/kg
乳児用食品	乳児の飲食に供することを目的として販売する食品	50Bq/kg
一般食品	上記以外の食品 ※2	100Bq/kg

※1 飲用に供する茶については、原材料の茶葉から浸出した状態に基準値を適用。

※2 乾しいたけ、乾燥わかめなど原材料を乾燥し、通常水戻しをして摂取する乾燥きのこ類、乾燥海藻類、乾燥魚介類、乾燥野菜については、原材料の状態と水戻しを行った状態に基準値を適用。また、食用こめ油の原材料となる米ぬか及び食用植物油の原材料となる種子については、原材料から抽出した油脂に基準値を適用。

空間放射線量測定状況

①施設の空間放射線量測定状況

定期監視測定(調査日:7月5日)

施設名	調査場所	測定値(μ Sv/h)		
		地表1cm	地表50cm	地表1m
山手保育所	園庭中央	0.08	0.06	0.06
精明小学校	校庭中央	0.05	0.04	0.05
加治東保育所	園庭中央	0.07	0.06	0.06
美杉台小学校	校庭中央	0.06	0.06	0.06

南高麗小学校	校庭中央	0.06	0.05	0.06
第二区保育所	園庭中央	0.06	0.05	0.06
原市場小学校	校庭中央	0.05	0.05	0.05
名栗小学校	校庭中央	0.05	0.05	0.06
奥武蔵中学校	校庭中央	0.04	0.05	0.05
東吾野地区行政センター	敷地内	0.06	0.04	0.05
除染基準 (μ Sv/h)		1.00	0.23	0.23

測定値の評価…

地表1 cm上における測定値は、0.04～0.08 μ Sv/hの範囲であり、1 μ Sv/hを超える箇所はありませんでした。

地表50 cm上における測定値は、0.04～0.06 μ Sv/hの範囲であり、0.23 μ Sv/hを超える箇所はありませんでした。

地表1 m上における測定値は、0.05～0.06 μ Sv/hの範囲であり、0.23 μ Sv/hを超える箇所はありませんでした。

◎放射線相談窓口を環境緑水課で設置しています。

放射線の測定や放射線の影響についての疑問など、お気軽にご相談ください。